

GMP認定工場で製造された製品の広告・宣伝について

GMP工場マークを容器・包装に直接表示はできません。

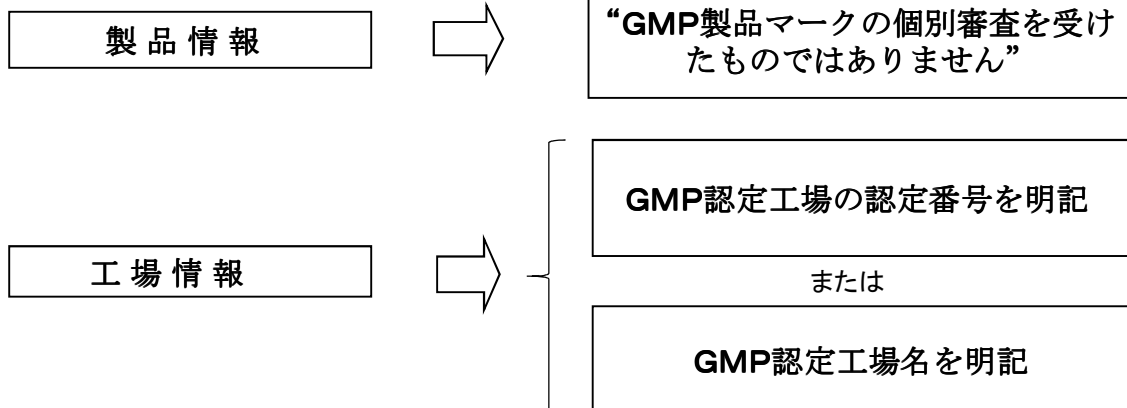
個別製品の容器・包装にGMPマークを表示するには、当該製品について「**GMP製品マーク**」の表示承認が必要です。

ただし、GMP認定工場で製造された旨を新聞、リーフレット、インターネット等で広告・宣伝する場合にGMP工場マークを使用することは可能です。その場合は、下の《表示例》のように、「**製品情報**」として、“**GMP製品マークの個別審査を受けたものではありません**”の一文を入れ、「**工場情報**」と併せてGMP工場マークを表示してください。

なお、販売者がGMP認定工場で製造された旨を表示する場合には製造元に表示する内容等の確認をおとりください。

* GMP製品マークについては、次ページの「参考」をご参照ください。

表示が必要な項目



《表示例》

- ① 本製品は、GMP認定の〇〇〇(株)〇〇〇工場で製造されました。ただし、“GMP製品マークの個別審査を受けたものではありません”
- ② これらの製品は、“GMP製品マークの個別審査を受けたものではありません”が、GMP認定工場(認定番号〇〇〇〇〇)で製造されました。



- 「製品情報」、「工場情報」と併せてGMP工場マークを表示してください。
- 表示の場所、文字のフォント及びポイント等は、特に取り決めはありませんが、適切に情報提供ができる範囲とします。

「GMP製品マーク」の表示承認を受けた製品の広告・宣伝について

- GMP製品マーク表示承認の申請要件

原材料及び資材の入荷から製品の出荷までの全ての工程がGMP適合と認定された工場
で製造されていること。

* 製品毎に個別申請が必要です。

- 表示承認期間及び登録管理料

表示承認期間は3年間です。3年毎に更新申請が必要です。
表示承認期間中は、1年毎に登録管理料を納入いただきます。

- 申請から承認までの期間

「GMP製品マーク」の表示申請から、
承認までの期間は、おおよそ1、2ヶ月程度です。



**「GMP製品マーク」の表示承認を受けた製品は、「GMP製品
マーク」を容器・包装に直接表示することが可能となります。
また、次の〈表示例〉なども併記することができます。**

〈表示例〉

- ◆ 本製品は、GMP製品マークの表示審査を受け、承認されたもの
です。
- ◆ 本製品は、GMPに基づいて適正に製造されています。
- ◆ 本製品は、GMP認定工場で作られた製造管理合格品です。
- ◆ 本製品は、(公財)日本健康・栄養食品協会のGMP認定工場
で製造されました。(公財)日本健康・栄養食品協会のGMPは、厚
生労働省のガイドラインを遵守しています。
- ◆ GMP製品マークのついた製品は安全に造られ、一定の品質が
保たれています。

「GMP工場マーク」・「GMP製品マーク」
に関する問い合わせ先

(公財)日本健康・栄養食品協会

健康食品部 GMP担当

電話：03-3268-3131 メール：kenshoku@jhnfa.org